

【 表 2 貯槽以外の L P ガス設備の開放検査周期 】

設備の種類	設備の仕様	開放検査周期	
	腐食その他の材質劣化を生じるおそれのない材料を使用の場合について記載	通常開放検査周期	行政庁の確認による開放検査延長可能周期（3回目以降の開放）
貯槽以外の 高圧ガス設備	液中ポンプ以外のポンプ及び圧縮機 ・製造後に溶接修理等を行ったものを除く	[5 年以内] 完成検査実施日または保安検査実施日から 4 年が経過した後の保安検査実施日まで (耐圧試験適用除外期間 4 年)	[10 年以内] 開放検査実施時の保安検査実施日から 9 年を経過した後の保安検査実施日まで (耐圧試験適用除外期間 9 年)
	液中ポンプ ・製造後に溶接修理等を行ったものを除く	当該ポンプが設置されている高圧ガス設備(貯槽)に係る開放検査周期と同期間	左記規定に基づき、当該ポンプが設置されている貯槽の周期が延長された場合は、当該貯槽が延長された周期と同期間
	その他高圧ガス設備	[3 年以内] 完成検査実施日または保安検査実施日から 2 年が経過した後の保安検査実施日まで (耐圧試験適用除外期間 2 年)	規定なし

(注・1) 上表の期間は、腐食又は割れ等の欠陥の状態に応じ、短縮しなければならない。

(注・2) 腐食性のガスの場合（LPガス＝非腐食性ガス）は、別途基準による。

(注・3) 法規では「耐圧試験適用除外期間」として規定されているが、これを本書では「開放検査周期」とした表現に直して記載した。

(注・4) 認定保安検査実施者である事業所は適用外となり、別途認定取得の際に自主判断・決定し、都道府県知事の承認を得ることとなります。

（但し、液石則適用事業所では、現行認定取得困難）

(注・5) 開放検査周期改正適用期日は、法規上は公布日（2001.3.26）から適用となりますが、都道府県により適用期日が異なる場合があり、かつ、周期延長の確認申請を実施する場合は、直ちに申請不可（例えば、従来の周期にて開放検査実施後申請可等）の指導を受ける可能性もあることより、都道府県庁の指導方針を確認する必要があります。